

入間市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例 制定要旨

1 経緯

乳児等通園支援事業は、国の『こども未来戦略方針』（令和5年6月）において、全ての子育て家庭を対象とした支援の拡充として、「こども誰でも通園制度」の名称で創設されました。令和6年度に試行的事業が国の定める実施要綱に基づき全国118自治体で実施され、令和7年度に児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき制度化されました。

令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく給付事業として全国的に全ての自治体で実施されることとなりました。

本条例は、事業を実施する事業者が従うべき運営上の基準について、国の「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があることから、本条例を制定するものです。

2 趣旨

乳児等通園支援事業を実施する事業者が乳児等支援給付費の支給対象となるためには、市の「確認」を受ける必要があります。本条例では、特定乳児等通園支援事業者（子ども・子育て支援法に基づく給付の対象となる事業者）が運営上従うべき基準等について定めるものです。

3 条例で定める内容

条例は、以下の特定乳児等通園支援事業者が遵守すべき運営に関する事項の基準を定めています。

- (1) 適切な環境の確保や子どもの意思、人格の尊重などの一般原則
- (2) 利用定員に関する基準
- (3) 正当な理由のない提供拒否の禁止や運営規程を定めることなどの運営の基準
- (4) その他の特定乳児等通園支援事業の運営に関する事項

4 施行日

令和8年4月1日